

固定資産税の縦覧制度などが変わります

情報を公開して

もっと分かりやすく

納税者の皆さんの信頼や評価・課税の適正さ、公平性をさらに確保するために、固定資産税の縦覧制度などが変わります。そこで、新たな制度の概要についてお知らせします。

なお、実施は主に平成十五年度課税分からです。

新たな縦覧制度

これまでの縦覧制度は、固定資産税の納税義務者などが固定資産課税台帳の自分の資産が記載された部分に限って縦覧できました。

新たな縦覧制度では、縦覧帳簿に記載されている、ほかの土地や家屋の評価額も見られるようになります。

ただし、土地の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」を、家屋の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」に限り縦覧できます。

これで、納税者は本人が所有する以外の土地や家屋の評価額などが確認可能に。評価額を比較することで、自分の土地や家屋の評価額が適正かどうか判断できます。縦覧は無料です。

期間 4月1日～30日の執務時間内
場所 市役所2階資産課

対象 納税者、納税者と同一世帯の親族、納税管理者、相続人（相続人代表者以外は相続関係を証明する書類が必要）、法定代理人（権利関係を証明する書類が必要）、納税者からの委任を受けた人（委任状が必要）その他 納税者であることを確認できる運転免許証などや納税通知書、権利関係を証明する書類を用意

課税台帳の閲覧制度

今回の制度改正で、課税台帳の閲覧制度が法律で定められました。これまで同様、納税義務者は固定資産課税台帳の自分の資産を確認できます。さらに、借地・借家人なども借地・借家



家屋などの評価も分かりやすく

対象資産の課税台帳が閲覧できます。この制度は四月一日から適用。閲覧は有料です（ただし、納税義務者は四月一日から三十日まで無料）。

場所 市役所2階資産課
対象 納税義務者、納税義務者と同一世帯の親族、納税管理者、相続人（相続人代表者以外は相続関係を証明する書類が必要）、法定代理人（権利関係を証明する書類が必要）、借地・借家（有償であることが分かる権利関係を証明する書類が必要）、固定資産の処分をする権利がある人として総務省令で定める人（権利関係を証明する書類が必要）、納税義務者などからの委任を受けた人（委任状が必要）その他 納税義務者などであることを確認できる運転免許証などや納税通知書、権利関係を証明する書類を用意

住民票などの証明書 総合福祉会館でも交付

一月にオープンした、総合福祉会館の管理事務室内に第四証明交付コーナーを設置します。

業務開始は四月一日から。ここでは戸籍に関する各種証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、年金の現況届の認証、市税の各種証明書の交

付を受けられます。

また、これらの証明書は市役所市民課・市民課窓口や各支所・出張所、第二・第三・第五の各証明交付コーナーでも交付しています。

問い合わせは市民課 890-6102へ。

混雑期に合わせて開きます 日曜に市民課などの窓口

三月、四月の年度替わりの時期は、市民の皆さんの住所異動などの届け出が多くなり、市民課窓口などが大変込み合います。そこで、次のとおり休日に市役所の窓口を開きます。

平日に来庁することができない人は、ご利用ください。

行は行いません

日時 3月16日・23日・30日・4月6日（収納課窓口は3月23日、城南支所・学務課窓口は3月30日・4月6日のみ）、午前8時30分～午後5時15分
開設 窓口・取り扱い業務・問い合わせ 左表のとおり（税証明の発行は行いません）

開設する日曜窓口		
開設窓口	取り扱い業務	問い合わせ
市民課	・転入・転出・転居届、印鑑登録などの受け付け ・住民票の写し、戸籍に関する証明書および印鑑登録証明書などの発行 ・戸籍に関する届の受領 ・外国人登録に関する届の受け付けなど	890-6106
国保年金課	・退職者医療制度加入手続き	890-6250
	・老人医療給付・乳幼児医療費支給手続き	890-6253
	・国民年金に関する手続きなど	890-6254
城南支所	・印鑑登録申請、外国人登録業務の受け付けを除く市民課取り扱い業務 ・国保年金課取り扱い業務 ・児童手当受給申請 ・税の収納など	268-2111
児童家庭課	・児童手当・児童扶養手当の受給申請 ・保育所の入所手続きなど	890-6277
学務課	・小中学校の転校手続きなど（学校へは翌日の月曜に書類を提出）	890-5812
収納課	・税の収納	890-6229